

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人本人の上告趣意書は、原判決に不服である旨記載するのみで、上告理由の具体的な明示を欠くから不適法である。

よつて、刑訴法四一四条、三八六条一項二号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五四年六月二九日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	横	井	大	三	
裁判官	江	里	口	清	雄
裁判官	高	辻	正	己	
裁判官	環		昌	一	